

菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会設立総会会議録

○日 時 平成28年7月8日（金）午後2時00分～午後3時05分

○場 所 菊池環境保全組合 会議室（2F）

○出席者

会 員 ・ 周辺地区住民代表 11名（欠席者1名）

・ 構成市町（菊池市、合志市、大津町、菊陽町）環境担当課長、
組合事務局長 5名（欠席者なし）

組 合 ・（管理者：菊陽町長）後藤 三雄組合長

・（事務局）建設推進課職員 7名

会議内容

【建設推進課長】

皆様、こんにちは。定刻よりも少し早いですが全員お揃いですので、ただいまから、第1回菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会を開かせていただきます。

まず、委嘱状の交付を行います。本来ならば、お一人お一人に交付させていただくべきところですが、時間の関係上、配付資料2ページに記載しております会員17名を代表いただきまして、合志市上町区の代表者の方へ委嘱状を交付させていただきます。

～ 組合長より合志市上町区代表者へ委嘱状交付 ～

【建設推進課長】

他の会員さん方の委嘱状につきましては、お手元に配付させていただいておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、後藤組合長よりご挨拶を申し上げます。

～ 組合長より挨拶 ～

【建設推進課長】

続きまして、会員さん方から自己紹介をお願いいたします。なお、資料の2ページに

掲載しております名簿番号順にお願いいたします。

～ 会員より、それぞれ自己紹介 ～

【建設推進課長】

なお、後藤組合長におかれましては、別の公務がありますので、ここで退席されます。

～ 組合長退席 ～

次に、役員選出を行います。事務局よりご説明申し上げます。

【事務局：建設推進課員】

資料の2ページをご覧くださいと思います。このページの決め事につきましては、本来であれば、後ほどご説明申し上げます本協議会の設置要綱が制定されたあとのことになるのかもしれませんが、協議会の運営上、ご了承いただければと思います。

まず、資料2ページの上部に任期が書いてございます。平成28年7月8日、本日から平成29年7月7日までの1年間としておりますが、その下のただし書きで、ただし、次回総会により後任者が選出された場合は、残任期間の規定（設置要綱第4条）に関わらず、その日をもって改選されるものとするということで、この部分に関しましては、後ほどご説明申し上げます設置要綱（案）と関連しますので、その際に補足説明等させていただきますと思います。

本協議会の運営につきましては、本日も出席の会員1番から17番までの皆様方で行っていただくこととなります。なお、設置要綱（案）の規定により、会員の互選により役員を選出することとなっております。いかがいたしましょうか。

～ 会員より事務局一任の声あり ～

ただいま、事務局一任とのご発言がありましたので、事務局（案）をご提案させていただきますと思います。

会長に合志市二子区代表者様、副会長に合志市上庄区代表者様、同じく副会長に菊池市泗水町桜山3区代表者様、監事に合志市横町区代表者様、同じく菊池市泗水町永出分区代表者様ということでご提案させていただきますと思います。

【建設推進課長】

皆様方、ご承認いただけますでしょうか。

～ 異議なしの声及び拍手あり ～

それでは、ご承認いただきましたので、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

～ 会長より挨拶 ～

【建設推進課長】

続きまして、議事に入ります。議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。

【会長】

それでは、定めによりまして議長を務めさせていただきます。

議題1の協議会設置要綱（案）について事務局より説明をお願いします。

【事務局：建設推進課員】

資料の3ページ、4ページをお開きください。そちらに、協議会設置要綱（案）を掲載しておりますが、本来であれば当組合において設置要綱を制定したあとに会員の皆様方にお集まりをいただき事務協議を行っていくべきところですが、本協議会の趣旨としまして、地域住民の皆様方と事業者が意見交換等を行いながら進めて参りたいということから、皆様方の議決を経て設置要綱を制定させていただきたいと考えております。

それでは、設置要綱（案）の条文に沿ってご説明申し上げます。

まず、第1条の総則でございますが、当組合が平成33年4月の供用開始を目標としております新環境工場等建設事業を円滑に推進するために、周辺地域住民の皆様方のご意見等をいただきながら、住民の理解を得るために必要な事項等につきまして協議及び連絡調整を行うことを目的としております。

次に、第2条の協議会の所掌事務ですが、協議会ではどんなことを行うのかということで3つ掲げております。主なものは（1）及び（2）の2つでございます。

まず、（1）の周辺地域住民の理解を得るための啓発に関することでございますが、これにつきましては、先進施設等の視察研修を行うことを考えております。なお、研修につきましては、本日ご出席の会員の皆様方を対象としたものと、周辺地域住民の皆様方を対象としたものを計画する予定でございます。内容の詳細等につきましては、この後の事業計画（案）及び予算（案）の中でご説明申し上げます。

次に、（2）の菊池環境保全組合と周辺地域住民による環境保全協定の締結に関することでございます。平成33年4月の供用開始を目標に事業を進めておりますが、新施設の稼働前に、周辺地域の生活環境の保全にかかわる事項につきまして、周辺地域住民の皆様方と当組合との間で協定を結ばせていただきたいと思います。

協定の内容としましては、新設するごみ処理施設から排出されるダイオキシ

ン類やばいじんなどの排ガスに関する計画設定値の遵守と測定値の公表などを盛り込みたいと考えております。また、もし万が一工場の操業に支障を及ぼすような事故や問題が起きた場合に、速やかに焼却炉を停止し迅速に対応することなども盛り込んだ協定にしたいと考えております。

加えて、排ガスだけではなく他の各項目にかかる遵守状況のモニタリングについても、本協定に謳いたいと思っております。

なお、本協議会で協定内容の協議と締結を行い、協定締結後には本協議会組織からモニタリングを主とした環境保全協議会組織への移行を予定しております。

次の第3条は、本日まで出席の会員の皆様方について明記しております。

次に、第4条の任期についてですが、先ほどの役員選出の際に少し触れましたが、ここにありますとおり任期は1年とし、再任は妨げないこととしており、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とすることとしております。本来であれば、本日7月8日から来年7月7日までの1年間が任期ということになりますが、先ほどご説明しましたとおり、今回のみの特例措置として、次回総会により後任者が選出された場合は、残任期間の規定（設置要綱第4条）に関わらず、その日をもって改選されるものとするとしておりますので、次回総会を来年5月に開催する予定ですので、そこまでが任期ということになります。

なぜ、このようになったかと申しますと、当初は本協議会を今年の5月に開催する計画としておりましたが、今回の熊本地震の影響によりまして、7月の開催となりました。通常は、会計年度が毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わり、4月に監査、5月に総会という流れが一般的ではないかと思いますが、総会開催が7月となりましたことから、通常の流れに戻すために、このような措置をとらせていただきたいと思いますところですので。

なお、各周辺地区からの会員選出につきましては、区長のあて職ということではなく、各区から選出された代表者という位置付けですので、例えば今年度末（来年3月末）に区長職を退かれた場合であっても、引き続き区の代表者ということで選出されるのであれば、そのまま会員としてお残りいただくこととなります。会議資料とは別に、会員任期の考え方を記載した資料（A4サイズ1枚）をお手元に配付いたしておりますので、それぞれの区における役員改選等の際に参考にいただければと思います。

次に進みます。第5条の役員についてですが、先ほど選出いただきました5名の役員さん方を中心に1年間の協議会運営をよろしくお願いいたします。

次に資料の4ページをお開きください。第6条の会議についてですが、本協議会は、年1回の総会と数回の定例会議としております。総会は会員の3分の2以上の出席で成立することとし、議事は出席会員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによることとしております。また、議事の進行上必要があると認めるときは、会員以外のものの出席を求め、説明及び意見を聞くことができることとしております。

次の第7条は部会についてでございます。本協議会は、合志市及び菊池市泗水町の2市から選出されました各地区代表の会員と、各市町環境担当課長等により構成されております。事務の円滑な推進を図るためには、時と場合によっては、それぞれの市における内部的な協議や実務的な話を要することがあるかもしれません。そのために、必要に応じて部会を置くことができることとしておりますし、部会の組織、運営に関しましては、部会ごとに定めることができるようにしております。なお、部会を設置された場合で、会議の場に事務局の出席を要することがあれば、申し出ていただければと思います。

続いて第8条の会議の公開についてです。会議は、原則として公開する。ただし、会長の発議により、出席会員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決された場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができることとしております。

また、傍聴につきましては、当組合の議会傍聴規則の規定に準ずることとしております。

次に、第9条の旅費及び費用弁償についてです。会員が招集に応じて会議に出席した場合には費用を弁償することとし、職務のために出張した際は旅費を支給するものとしております。それぞれの額につきましては、当組合の一般職の職員の旅費に関する条例の規定によるものとしております。なお、先ほどの第7条でご説明申し上げました部会につきましては、予算措置はございませんので予めご了承いただきますようお願いいたします。

次に、第10条の経費についてです。本協議会の運営に関する経費につきましては、補助金その他の収入をもって充てることとしており、当組合の平成28年度一般会計予算に計上しております補助金を財源とさせていただきますので、この補助金により1年間の活動を行うこととなります。なお、この議題の後に、今年度の事業計画及び収支予算をご審議いただき、可決されたのちに事務局において補助金交付申請等の事務手続きを行いたいと考えております。

次の第11条と関連しますが、本協議会の会計年度につきましては、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わることとしております。また、繰り越しを行わない単年度精算とさせていただきたいと考えておりますので、補助金交付申請による交付の後に1年間の活動を行い、残金につきましては組合に返納するという形をとらせていただきたいと思います。なお、会計事務につきましては事務局にて行いますので、来年3月末に会計をとじた後に、本日選出されました監事2名の方に監査をいただきたいと思います。

次の第12条は協議会の事務局ということで、菊池環境保全組合に置くということとしております。

最後に、第13条の雑則ということで、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることとしております。

以上で、設置要綱（案）のご説明を終わります。

【会長】

ただいま、事務局より設置要綱（案）の説明がありました。これにつきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

【会員】

まず、一つ目に、第8条の会議の公開について、原則として公開するとありますが、告知方法はどのようにするのですか。

【事務局：建設推進課員】

基本的には当組合のホームページにより行いたいと考えております。なお、この会議の会議録につきましても、後日、掲載させていただきたいと思っております。

【会員】

では、基本としてはホームページで告知するということですね。

【事務局：建設推進課員】

はい。

【会員】

それから、もう一つですが、第6条第3項の、議事は出席会員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるということになっているのですが、このままであれば議決事項については、その場の雰囲気や賛否が決まるような状況にあると思うので、できれば、出席会員の2分の1以上をもって決しの部分を、出席会員の2分の1以上の挙手をもって決しというふうに追記されたらどうかと思うのですがいかがでしょうか。これは提案です。

このままでいいとは思いますが、ここにお集まりいただいている皆さんで決めることに関しては、意思確認という意味でも挙手により行ったほうがいいのではないかと思います。

【会長】

参考までに、この協議会とは別の団体のことですが、その団体においても議決に関しては挙手により行っております。

それでは、第6条第3項について、「出席会員の2分の1以上をもって決し」を、「出席会員の2分の1以上の挙手をもって決し」に修正することに賛成の方は挙手をお願いします。

～ 全員の挙手あり ～

全会一致ということで、第6条第3項については、「出席会員の2分の1以上をもって決し」を、「出席会員の2分の1以上の挙手をもって決し」に修正することといたします。

【会長】

次の議題に移ります。

議題2の平成28年度事業計画（案）及び予算（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：建設推進課員】

議題2のご説明の前に、資料5ページに掲載しております協議会公印規程についてですが、この規程は、協議会の事務を行う上で必要な協議会長の公印の保管などについて規程したものでございます。これにつきましては、先ほどの設置要綱と同じ括りでございますので、ご承認いただいたものとさせていただきます。

それでは、資料6ページの事業計画書（案）並びに資料7ページの収支予算書（案）につきまして、関連がございますので続けてご説明させていただきます。

まず、資料6ページの事業計画（案）ですけれども、主な事業内容の形としましては、ここにお集まりの会員及び事務局で行うものと、地域住民の方々に啓発していくものの2段階で計画しております。計画書の左の列が会員及び事務局の事業ということで、7月の欄に本日の平成28年度設立総会としておりまして、備考欄に記載のとおり補助金請求など正式に会計事務を行っていきたいと思っております。

また、早速ですが、来月8月には実務的な会議を始めていきたいと考えております。地震の影響で時間がおしておりますので、タイトな日程となり、建設事業に入るまでに時間があるようでない状況ですので、皆様方には時間の確保などご迷惑をおかけしますが回数を確保したいと思いますのでよろしくをお願いします。

資料に記載のとおり、定例会議については、8月、11月、2月ということで、3ヶ月に1回程度開催したいと考えております。その合間に、会員及び事務局の先進地視察研修を、日帰りと宿泊で各1回ずつ計画しております。これについては、今年度の計画であり、来年度以降は回数が増えることも考えられます。

それから、先ほど申し上げましたように、来年3月で事業を取りまとめた後、会計を精算して残金を戻し入れるという一連の流れになります。来年の総会は5月に予定しております。

次に、右の列に記載の地域住民の皆様方の先進地視察研修の具体的なところは、次回の第1回定例会議において決めていきたいと思っております。また、今後の定例会議の持ち方としましては、まず、1つ目に、地域住民への啓発活動のための先進地視察研修、もう一つが環境保全協定に関することについての協議となり、平成32年度まで続いていく

こととなります。

地域住民の先進地視察研修につきましては仮に6回と設定しており、先ほど申し上げましたとおり、詳細については次回の会議においてお諮りしますが、例えば、Aコース、Bコース、Cコースなど、具体的な日程及び視察先に予約を入れた後に、希望されるコースにご参加いただくというやり方もありますし、各区ごとに視察にお連れするというパターンなど、いろんなやり方があると思います。

なお、地域住民の皆様方の参加形態が決まった後に、それぞれ周知を行い参加者を取りまとめる必要がありますが、各地区住民の代表ということもあり各会員の地元の地区の取りまとめをお願いする流れになるかと思えます。

今後は、最初に決まった形で動いていくと思いますので、慎重に進めていきたいと考えております。

事業計画（案）については、以上のように考えております。

次に資料の7ページをお願いします。ただいま、ご説明しました事業計画（案）に基づいて収支予算（案）を組んでおります。まず、収入から読み上げていきますが、区分、本年度予算の順に読み上げていきます。

～ 収入について区分ごとに順次読み上げ ～

補助金を財源としております。

なお、今年度に設立しますので、前年度予算はございません。

次に、支出についても、区分、本年度予算の順にご説明いたします。

～ 支出について区分ごとに順次読み上げ ～

まず、最初に費用弁償ですが、設置要綱で説明しました会議の際の費用弁償の費用です。

次に、旅費（会員）ですが、宿泊を伴う旅費と県外へ日帰り視察を行った際の日当ということでそれぞれ20名分計上しております。

次に、食糧費ということで、会議時のお茶と、視察研修時の昼食代ということで計上しております。研修昼食代に（住）とありますけれども、これは、会員のみではなく地域住民の方々の方も含まれているということです。

消耗品費は、事務用品購入代ということで計上しております。

研修費について大きく計上しておりますが、これは、資料に記載のとおりバスを借り上げて研修を行いますので、バス借上料、駐車料、高速道路通行料、旅行保険及び視察先への土産代について、実施回数分を積算した額となっております。

通信運搬費は、切手代でございます。

手数料は、銀行振り込みの手数料です。

最後に、予備費を大きく計上しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、本協議会の会計は単年度で精算していきますので、視察研修の回数等が増えることを想定し大きくっております。なお、残金が出た場合は返納いたします。

次の8ページと9ページは、事務局において会計事務を行う際に使用する現金出納簿と支出命令書様式の例で、支出を行う際は決裁を仰ぎ、適正に処理を行って参ります。

以上で、事業計画書（案）並びに収支予算書（案）の説明を終わります。

【会長】

ただいま、説明がありましたがご意見、ご質問等はございませんか。

【会員】

確認ですが、設置要綱第10条の経費について、協議会の運営に関する経費は、補助金その他の収入をもって充てるとありますが、先ほどの予算の説明では補助金だけですよ。その他の収入とは何を予定されていますか。

【事務局：建設推進課員】

今のところ、具体的には想定していません。何かの時のために謳っているものです。通帳に関しましても、利息がつかない通帳をつくる予定です。

【会員】

はい、分かりました。

【会長】

他に何かございませんか。

【会員】

ここでいう先進地視察研修の参加対象地区の範囲は、ここにおられる会員の地区の住民の方々ということでしょうか。それとも、それ以外の地区にも広く募集されるということでしょうか。

【事務局：建設推進課員】

この協議会においては、ここにお集まりの会員の地元の地区が対象となります。

【会員】

はい、分かりました。

【会員】

ひとつ、いいですか。予算書に書いてある視察研修ですが、1回あたりの参加者が50名で、9月から12月までで6回実施となっていますが、参加者の確保はどのようにするのですか。

【事務局：建設推進課員】

参加形態や周知方法などについては、今後の会議の中で決めていきたいと考えておりますが、決めた内容に基づいて募集し取りまとめるにあたっては、会員の皆様方に間に入っていただくことになると思いますし、それぞれの区において効果的な方法があると思いますので、区によって周知の方法が変わってくるのではないかと思います。ただ、全区同じ周知方法で行うことなども考えられますので、その場合の文面作成などは当然事務局において行います。

【会員】

先ほどの事務局の説明では、いつ、どこに研修に行くのかを先に決めて、その後に募集をかけるやり方のようなのですが、逆に、まず参加者を募ったあとに、いつ、どこに行くのかを決めるパターンもあるのではないかと思います。何故かという、例えば1地区で50名募集したが5名とか10名しか集まらなかった場合は研修は成り立つのですか。

【事務局：建設推進課員】

1回の参加募集人数50名については、大型バスの乗車人数を基にしておりますが、おっしゃるとおり少人数での参加になることも考えられ、10人乗りのワゴン車1台で済むようなこともあると思います。その場合、実施するか否かの判断を事務局で勝手には行わないでおうかと考えております。それらの詳細は、今後の定例会議でお諮りしたいと思います。

【会員】

今回の視察は、地域住民の中で新施設ができることに不安を持っている方々に対して、先進的な施設を見ていただいて、適正に処理されていることなどを理解してもらう研修ですよね。それから、50名の6回というのは、どこから出てきた数字ですか。

【事務局：建設推進課員】

これは、あくまで仮の数字です。事務局としましても、一度、段取りをしてみないと手応えがつかめない部分もありますし、何も無いところから始めておりますので、少しピントがずれていることがあるかもしれません。

【事務局：建設推進課員】

大型バスの乗車人数が54名ということもあり50名で設定させていただいておりますし、視察受入先の対応可能人数の関係もあり、そのようにしております。本来ならば、住民の方が希望される日程でお連れするのがベストとは思いますが、受入れの関係で先に日程と場所を決めて、都合がつかれる日にご参加いただく形をとらせていただければと考えておりますが、それにつきましても、今後の会議の中でお諮りしたいと思っております。

【会員】

詳細は今度の会議で決めるんでしょ。例えば、1地区で50名というのは無理だと思うので、各地区から10名ずつ募っていただいて、その方々を各回に割り振るなどのやり方もあるんじゃないですか。その方法等も含めて今後の会議で決めるんですよね。

【事務局：建設推進課員】

はい、そうです。

【会員】

それから、もう一ついいですか。2月の事業計画（案）のところですが、会員及び事務局の宿泊付きの先進地研修とありますが、これは何のための研修ですか。

【事務局：建設推進課員】

これは、先進施設が県外など遠方にある場合で、日帰りの行程では実施困難な場合を想定し計画したものです。あくまで、本日お集まりの会員の皆様方を対象とした研修で、日帰りでの対応が難しい場合を考えております。

【会員】

事業計画書（案）の日程についてですが、今の先進地視察研修の話もそうですが、今度の定例会議で具体的な話をされると思いますが、次の第1回定例会議が8月で、先進地視察研修が9月ですよね。9月にどうしても実施するということではなく、10月になるかもしれないし、これは、あくまでもたたき台ということでイメージですよね。

【事務局：建設推進課員】

はい、そのとおりです。本日の会議は、この協議会を成立させるための設立総会であり、そのための資料という捉え方になります。

【会員】

ひとついいですか。地域住民関係の事業計画となると先進地視察研修だけですよね。私個人としては、住民説明会を年1回やるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

事業計画（案）に入っていないので提案したいと思います。

【事務局：建設推進課員】

あくまで、住民説明会は菊池環境保全組合としての仕事であり、この協議会の仕事ではございません。住民説明会は組合が責任をもって行って参りたいと思います。

【会員】

はい、分かりました。よろしくをお願いします。

【会員】

この事業を前向きに捉えるためには、いろいろなことを知っておかないといけないだろうし、住民と会員と組合が一つにならなければならないと思います。オープンにしていればと思います。

【会長】

それでは、先進地視察研修については、次回の定例会議で協議することになりますが、日程及び視察先については、ある程度、事務局で選定したほうがスムーズに進むのではないかと思います。

他に何かご意見、ご質問はございませんか。

無いようですので、決をとりたいと思います。

今回の事業計画書（案）及び収支予算書（案）について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

～ 全員の挙手あり ～

それでは、全会一致ということで、原案どおり可決したいと思います。それぞれ（案）の文字を消していただきたいと思います。

【会長】

次の議題に移ります。

議題3 その他、意見交換についてですが、事務局より説明をお願いします。

【事務局：建設推進課員】

まず、事務局からご説明申し上げます。資料10ページにありますのは、新環境工場等整備事業の全体スケジュールの概要であり、本協議会が整備事業全体においてどの位置付けであるかを表したものとなっております。平成32年度までが本協議会においての協議や環境保全協定締結などの業務期間となり、平成33年度からは新しい施設を稼

働させる予定ですので、本協議会で決めた協定内容を守っていく、監視する役柄へと内容が変わっていきますので、一旦、この協議会は解散することになります。そして、別の協議会組織へと移行する流れとなります。

【会長】

会員の皆様方で何かございますでしょうか。

【会員】

本日、会員の皆様方がお集まりですので、次回の定例会議の日程を決められるようであれば、決めておいたほうがいいのではないのでしょうか。

【会長】

ただいまのご意見に対して、事務局から提案等はありませんか。

【事務局：建設推進課員】

次回の定例会議の日程についてのご説明の前に、今後の会議の開催場所についてご提案させていただいてよろしいですか。

まず、本日の設立総会は、最初の会議ということで菊池環境保全組合事務局の所在地であります大津町で開催させていただきましたが、ここにお集まりの会員の皆様方は、それぞれ合志市及び菊池市泗水町の各地区の代表者ですので、次回以降の会議開催場所については、合志市または菊池市泗水町において開催させていただければと考えております。もちろんのことながら、本日開催しましたこの会場でもいいということであれば、それでも結構です。

なお、合志市であれば、合志市役所または合志市総合センター ヴィーブル、菊池市であれば、国道387号線沿いにある道の駅泗水に隣接する泗水公民館または泗水総合支所がございますが、いかがでしょうか。

【会員】

合志市と菊池市泗水町の会場を交互に設定すればいいと思います。

【会員】

合志市の会員さん方も、泗水公民館に近いと思いますし、いいんじゃないですか。

【事務局：建設推進課員】

それでは、合志市と菊池市泗水町の会場を交互に設定させていただきたいと思います。

次に、会議日程についてですが、資料の事業計画書に記載のとおり8月下旬頃に次回の定例会議を開催させていただきたいと考えております。それで、事前に泗水公民館の

会議室を仮予約しております。仮予約をしているのは、8月22日の週の全ての午後、29日の午後及び31日の午後です。もし、この場で決めていただけるようであればお願いいたします。

【会員】

各地区の夏祭りなどは、平日開催ではなく休みの日ですよね。

【会員】

そうです。休日です。日程については、事務局で決めてください。

【会長】

ただいま、事務局一任とのご意見がありましたので、事務局より開催日程を提案してください。

【事務局：建設推進課員】

それでは、8月23日（火）の午後2時開会で、開催場所は泗水公民館ということでご提案いたします。

【会長】

ただいま、事務局より提案されました開催日程及び開催場所によろしいでしょうか。

～ 異議なしの声あり ～

それでは、次回の第1回定例会議は、8月23日（火）午後2時から泗水公民館において開催いたします。

【会員】

開催通知は出されますか。

【事務局：建設推進課員】

はい、後日、文書にて通知いたします。

【会員】

内部報告の関係上、今日の会議の結果または会議録等はいただけますか。

【事務局：建設推進課員】

事務局で会議の要点筆記を作成し、次回会議の開催通知文とともに送付いたします。

【会長】

最後に、皆様方から何かございますか。
無いようですので、議長の席を降りたいと思います。

【建設推進課長】

会長におかれましては、円滑に議事を進行いただき、ありがとうございました。

本日は、会員の皆様方には、大変貴重なお時間を割いていただき、また、慎重にご審議いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会設立総会を閉会いたします。お疲れ様でした。